

調整指数表

世帯の状況において、考慮すべき項目に対して調整指数を付する。

(1) 1 から 1 2 までの該当する項目の調整指数を合算する。ただし、1 から 1 0 までの複数の項目に該当する場合は、指数の高い項目の調整指数に、指数の低い項目ごとに 1 点を加算する。また 4、5、1 0、1 1 の指数について同事由内で複数の内容が該当するときは、いずれかのみを加算する。

事由	内容	指数
1 社会的擁護が必要な家庭	市長又は福祉事務所長が、申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合又は保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合、又は保護者による育児放棄等の諸理由により支援が必要であると認める場合（本項目に該当する場合、調整指数は 30 点とし、1 1 および 1 2 の項目は計算しない）※1	3 0
2 申込児童に障がいがある場合	当該申込児童が身体障害者手帳又は療育手帳を交付されており、施設設備及び人員配置の面において、当該児童を受け入れることができる場合	2 0
3 保護者が保育士等である場合	保護者が保育士資格、幼稚園教諭免許を保有しており、認定こども園、幼稚園、保育園、又は地域型保育事業所で保育士、幼稚園教諭・保育教諭等として勤務している、又は勤務予定の場合	2 0
4 ひとり親家庭	保護者が配偶者のいない男子又は女子（ひとり親家庭）であり、他に成人の同居人がいない世帯	2 0
	上記以外のひとり親家庭	1 0
5 申込児童の入園により経済的な自立の助けとなる場合	保護者が就労している又は就労予定である生活保護受給世帯	1 8
	生計中心者が入園希望月の年度またはその前年度に自己都合によらない失業（解雇）もしくは倒産し、申込時点で求職活動である場合（離職票または離職証明書のコピー等、離職事由がわかる証明書の提出がある場合のみ。）	1 8
6 申込児童の兄弟姉妹が在園または入園内定している場合	入園希望月に申込児童の兄弟姉妹が本市に所在する認可保育園又は認定こども園を利用・入園内定している場合	1 2
7 産前産後休業又は育児休業から職場復帰をする場合	保護者が産前産後休業又は育児休業取得中、またはそれに準ずる状態であり、入園申し込み月から入園希望月の月末までに職場復帰する場合。なお継続待機となる場合、同一年度内に限り加点する。	5
8 同時に、兄弟姉妹で入園申込みをする場合	兄弟姉妹で同時に入園申込みするが、保護者の一方又は双方の保育を必要とする事由が『求職活動』ではない場合	申込数 × 3
9 単身赴任者のいる家庭	保護者の一方が就労のため、他所に居住している場合（保護者以外に成人の同居人がいない場合に限り）	3
1 0 申込児童の保育状況について	入園希望月の前月（4 月入園のみ前年の 1 1 月時点）に保育園、幼稚園又は認定こども園に在籍している場合	1
	申込時に認可外保育施設等・別居の親戚等に預けている場合	1
1 1 過去の利用者負担額の納付状況	保護者が利用者負担額を滞納している場合	－ 2 0
	滞納しているが、分納誓約を締結した場合	－ 1 5
	滞納しているが、分納誓約を締結し、誓約通り納付が続いており、締結日以降に新しい滞納が発生していない場合	0
1 2 育児休業延長希望者	希望する園に入園できない場合でも育児休業の延長が許容できると申し出があった場合	－ 5 0

「同居」とは、申込児童と住民票上で同一地番である場合を指す（以下、同様）。

※ 1 社会的擁護については当該年度のみ有効とする。